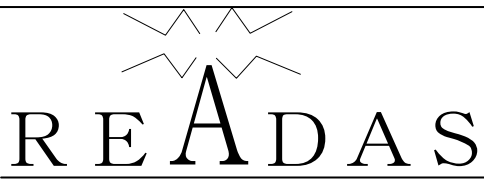


第 4997 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 6月 5日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 貸倒引当金の計上

Q：貸倒引当金の繰入と取崩しは、どのように表示するのですか？

A：会計と税務では、取扱いが違います。

【解説】

貸倒引当金の繰入と取崩しは、次のようになっています。

①会計上

貸倒引当金は、その対象となる債権に対して貸倒見積高を算定し、その金額が貸倒引当金として計上されます。

繰入と取崩しは、前期末の貸倒引当金取崩額と当期の貸倒引当金繰入額の大小により、そして営業上の取引に基づく債権かどうかで、販売費又営業外費用もしくは営業外収益として計上し、その対象となった債権の区分ごとに表示しなければなりません。

②税務上

原則は、洗い換えをしますので、前期末の貸倒引当金の全額を益金の額に算入し、その上で当期の貸倒引当金の繰入限度額の計算をします。

ただし、貸倒引当金の取崩額と当期の貸倒引当金の繰入額との差額を損金経理により繰り入れ、または取り崩して益金の額に算入している場合において、確定申告書に添付する明細書にその相殺前の金額に基づく繰入等であることを明らかにしているときは、その相殺前の金額により繰入、または取崩しがあったものとして取り扱われることとなっています。

